

令和7年4月1日  
自動車技術安全部技術課

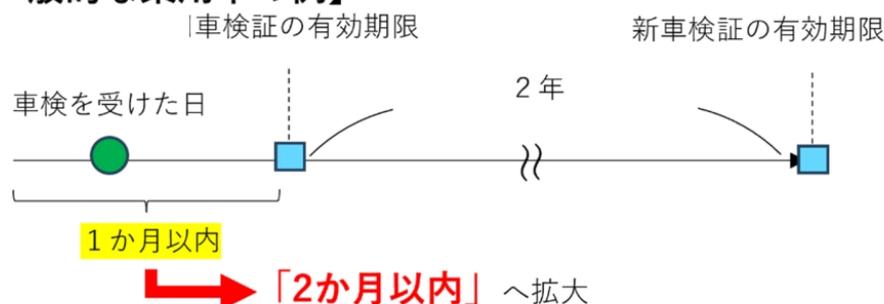
## 本日から車検が受けやすくなります！

～車検が2か月前から受検可能～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方改善のため、関係省令の改正により、令和7年4月1日から車検の受検期間（残存する有効期間を失わずに車検を受けられる期間）が拡大され、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から受検できることとなりました。

年度末である3月は特に車検が混雑しますので、本制度を活用いただき、余裕をもって予約・受検いただくなど混雑解消にご協力をお願いします。

### 【一般的な乗用車の例】



### 【制度改正によるメリット】

- 受検期間が拡大したことで、余裕をもって車検を予約・受検することができます
- 車検需要が集中する年度末においては、車検台数の平準化により混雑解消に期待できます
- 混雑解消に伴い、ユーザーがより整備・車検予約を取りやすい環境となることに期待できます
- 混雑解消に伴い、自動車整備士の労働条件の改善（残業・休日出勤の減少）に期待できます



<お問い合わせ先>

自動車技術安全部 技術課 渡辺、池田 TEL: 025-285-9155 (直通)

【参考：関係法令】

○道路運送車両法

(継続検査)

第 62 条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5 (略)

○道路運送車両法施行規則 ※令和 7 年 4 月 1 日施行

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第 44 条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (略)

【有効期間の満了する日の 2 ヶ月前の日】

(例)

検査証の有効期間の満了する日

検査証の有効期間の満了する日の 2 か月前の日

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の 2 か月前の日
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日
2 月 1 日	12 月 1 日
2 月 15 日	12 月 15 日
2 月 29 日	12 月 29 日
4 月 28 日	2 月 28 日
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)
9 月 30 日	7 月 30 日